



捕手用マスクのSG基準
(公開用)

捕手用マスクのSG基準

Approval Standard and Standard Confirmation Method for Catcher's Mask

1. 基準の目的

この基準は、捕手用マスクの安全性品質及び消費者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の生命又は身体に対する被害の発生を防止することを目的とする。

2. 適用範囲

この基準は、硬式野球、軟式野球又はソフトボールに用いる捕手用及び審判用のマスク(以下「マスク」という。)について適用する。なお、捕手用ヘルメットと一体になったものについては、ヘルメットの「安全性品質」、「表示及び取扱説明書」は捕手用ヘルメットのSG基準に適合するものとする。

3. 種類

マスクの種類は、次のとおりとする。

(1) 使用対象者による区分

用途	対象	形式分類の説明
硬式野球 (硬式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	中学生以上の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
軟式野球 (軟式野球に使用することを目的としたもの。)	一般用	中学生以上の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	一般用L	中学生以上の年令の者を対象としたものであって、特にローバウンド球にも耐用できるように設計・製造されたもの。
	小学生以下用	小学生以下の年令の者を対象として設計・製造されたもの。
	小学生以下用L	小学生以下の年令の者を対象としたものであって、特にローバウンド球にも耐用できるように設計・製造されたもの。
ソフトボール (ソフトボールに使用することを目的としたもの。)	一般用A	3号球のなかで革巻きボールの使用を考慮して設計・製造されたもの。
	一般用B	3号球のなかでゴム巻きボールの使用に耐えるように設計・製造されたもの。
	小学生以下用	2号球又は1号球を使用する者を対象として設計・製造されたもの。

注意

- 1) 用途が硬式野球であって、「小学生以下用」の表示がないものにあっては、「一般用」として確認する。
- 2) 用途が硬式野球であって、「小学生以下用」として設計・製造されたものであっても、『4. 安全性品質』において「一般用」の規定に満足するものは「一般用」として確認できるものとする。
- 3) 用途が軟式野球であって、「小学生以下用」または「小学生以下用L」の表示がないものにあっては、「一般

用]または「一般用L]として確認するものとする。

- 4) 用途が軟式野球であって、「小学生以下]または「小学生以下用L]として設計・製造されたものであっても、『4. 安全性品質』において「一般用]または「一般用L]の規定に満足するものは「一般用]または「一般用L]として確認できるものとする。ただし、『4. 安全性品質』の 1.(6)に定める隙間にあっては「小学生以下用]または「小学生以下用L]の規定を満足すること。
- 5) 用途がソフトボールであって、「一般用A]または「一般用B]の表示がないものにあっては、「一般用A]として確認するものとする。
- 6) 用途がソフトボールであって、「小学生以下用]として設計・製造されたものであっても、『4. 安全性品質』において「一般用A]または「一般用B]の規定に満足するものは「一般用A]または「一般用B]として確認できるものとする。ただし、『4. 安全性品質』の 1.(6)に定める隙間にあっては「小学生以下用]の規定を満足すること。

(2) フレームの材質による区分

フレームの材質	形式分類の説明
金属製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、鋼、チタニウム等の金属製のもの。
樹脂製のもの	フレームの強度を担う主な材質が、合成樹脂等の樹脂製のもの。
その他	フレームの強度を担う主な材質が、金属及び樹脂以外のもの、または、金属と樹脂と混合のもの。

4. 安全性品質

マスクの安全性品質は、次のとおりとする。

項目	基準	基準確認方法
1. 外観、構造及び寸法	<p>1. マスクの外観、構造及び寸法は次のとおりとする。</p> <p>(1) マスクは、フレーム、着装体から構成されていること。</p> <p>(2) 仕上げは良好で、使用時に身体に傷害を与えるようなばり、突起部、鋭い角部等がないこと。</p> <p>(3) 各部には、ひび、割れ、腐食その他の強度を害する欠点がないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
	<p>(4) 着装体等に縫製部品を用いる場合にあっては、その縫製は良好であること。</p> <p>(5) 各部材の組み付けは確実で、容易に外れないこと。</p> <p>(6) フレームは、顔面、頭部の前面を覆う構造であること。</p> <p>(7) フレームには、ボールが通るような隙間がないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
<p>2. 強度</p> <p>(1) フレームの曲げ試験</p> <p>(2) マスクバンド保持性能試験</p>	<p>2.</p> <p>(1) フレームの曲げ試験を行ったとき、試験値までの力を加えたときのたわみ量は0mm以下であること。 また、更に規定値に達するまでの力を加えたとき、溶接部の破壊、フレームの割れ等の異常がないこと。</p> <p>(2) マスクバンドの引っ張り試験を行ったとき、マスクバンドはフレームから離脱しないこと。</p>	

項目	基準	基準確認方法
3. 衝撃強度	3. フレームの衝撃試験を行ったとき、溶接部の破壊、フレームの割れ等の異常がないこと。	

項目	基準	基準確認方法
4. 材質	<p>4. マスク各部の材質は次のとおりとする。</p> <p>(1) 金属製のフレーム及び金具にあつては、耐食性材料が用いられているか、防錆処理が施されていること。</p> <p>(2) 装着体等で人体に直接接触れる構成部品にあつては、皮膚に障害を与えるそれのある材質でないこと。</p>	

5. 表示及び取扱説明書

マスクの表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
<p>1. 表示</p> <p>2. 取扱説明書</p>	<p>1. 製品には、容易に消えない方法で次の事項を表示すること。</p> <p>(1) 申請者(製造業者、輸入業等)の名称又はその略号</p> <p>(2) 製造年月若しくは輸入年月又はその略号</p> <p>(3) 形式分類で定めた使用対象者による区分又はその略号</p> <p>2. 製品には、次に示す趣旨の取扱説明書を添付すること。ただし、その製品に該当しない事項は省略してもよい。</p> <p>なお、一般消費者が容易に理解できる大きな字で明記すること。</p> <p>また、(1)は取扱説明書の表紙の見やすい箇所に示し、(2)、(3)、(4)については安全警告認識(△)等を併記するなどしてより認識しやすいものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、読んだ後必ず保管すること。ただし、以下に該当する各項を製品に容易に消えない方法により表示してあるものは、本項を省略してもよい。</p> <p>(2) 用途にあったマスクを使用すること。</p> <p>(3) 使用する前には必ずマスクの各部に異状がないことを確認すること。</p> <p>また、各部に破損、へこみ、曲がり、ゆるみなどの異状を生じた場合は使用しないこと。</p> <p>(4) マスクを傷付けないように努めること。</p> <p>(5) 製造業者、輸入業者又は販売業者等の名称及び電話番号。</p>	